

## 新型コロナウイルス関連情報（「非常事態宣言」の期限の再延長）

●本日（4月16日）の議会において、ポルトガル全土に対する「非常事態宣言」の期限を5月2日（23：59分）まで再延長する大統領令が可決されました。（同宣言は今後の感染拡大状況に応じて更に再延長される可能性があります。）

●ポルトガルにおける感染者数は16日時点で18,841名です。  
ポルトガル政府は、これまでの「移動の制限」等の措置が感染症拡大防止に効果を出しているとしておりますところ、引き続き不要不急の外出は抑制される見込みです。

（参考）3月19日にポルトガル政府が発表した具体的措置（移動の制限）

### 【移動の制限】

（1）COVID-19感染者、又は保健当局の指示により入院中、もしくは自宅等での強制隔離や当局の監視下にある者：外出不可。違反の場合、不服従罪の対象となる。

（2）高リスク層（70歳以上もしくは保健当局が指定する疾患患者）：真に必要な場合（例：食品・日用品の買い物、郵便局・銀行・保健センター等への立ち寄り、自宅近くでの最小限の運動、ペットの散歩等）を除いては自宅待機が課される。

（3）一般市民：上記（2）の真に必要な場合及び通勤、家族への支援等を除き、基本的に自宅待機が必要。

ポルトガル政府ホームページ（ポルトガル語）

<https://www.portugal.gov.pt/pt/gc22>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

ポルトガル保健省保険総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

内閣官房ホームページ

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

厚生労働省ホームページ（日本語）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

厚生労働省新型コロナウイルスに関するQ&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

### 【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

e-mail：consular@lb.mofa.go.jp